

令和4年

総務委員会

12月12日

豊明市議会

# 総務委員会会議録

令和4年12月12日

午前10時00分 開会

午後零時00分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	青木 亮	委員	ごとう 学
委員	宮本 英彦	委員	鵜飼 貞雄
委員	ふじえ 真理子		
議長	三浦 桂司		

## 2. 欠席委員

副委員長 いたう ひろし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主事	松林 淳

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	市民生活部長	宇佐見 恭裕
教育部長	藤井 和久	秘書広報課長	馬場 千春
企画政策課長	青木 由美枝	公共施設管理課長	中田 勝次
情報システム課長	長野 直之	財政課長	萩野 昭久
総務課長	山田 隆貴	防災防犯対策課長	堅田 直寛
市民課長	杉浦 由季	生涯学習課長	深草 広治

## 5. 傍聴議員

堀内 ちほ	中村 めぐみ	林 ゆきひろ	近藤 ひろひで
郷右近 修	清水 義昭	月岡 修一	毛 受明 宏
近藤 千鶴	一色 美智子	近藤 善人	

## 6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（青木 亮議員） 皆さん、おはようございます。

定刻に御参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまより総務委員会を開会をいたします。

なお、いとうひろし委員より、本日、欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は6つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） 補正を入れて6議案、慎重審議をお願いいたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 資料請求をちょっと提案したいので、お願いします。

議案の第77号の補正予算ですけれども、補正予算書の14ページの財産管理事務事業のと

ころに旧沓掛保育園用地の測量委託338万4,000円が上がっております。非常に金額が大きいので、ちょっと現地の状況も知りたいということで、現地の状況の分かる公図のようなもの、資料を提出していただきたいというのが1点です。

それからもう一点は、そのすぐ下の公共施設管理事業の文化会館の大規模改修工事4,445万1,000円。これも大変金額が大きいので、防水とか外壁とかというようなお話は一応聞いてはおりますけれども、設計に出す仕様といいますか、設計でやっていただく内容の分かる資料を出していただくようお願いしたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○総務委員長（青木 亮議員） ただいま、ごとう委員より、議案第77号のうち、補正予算書の14ページの旧沓掛保育園測量委託料の中の公図の請求と、それから、文化会館大規模改修工事設計委託料の内容の詳細について資料請求がございました。当局におかれまして資料は用意できますでしょうか。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 5分から10分程度で御用意できます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 文化会館大規模改修工事設計委託料の仕様なんですけど、30分ほど時間をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） お諮りいたします。本委員会として資料請求することに賛成の方の挙手を求めます。

1個ずつ。すみません。まず、旧沓掛保育園測量委託料における公図の資料請求に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。賛成全員でございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、文化会館大規模改修工事設計委託料の内容の詳細の分かる資料請求をすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 全員。では、当局において速やかに書類を整えてください。お願いします。

初めに、議案第70号 豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてと、議案第74号 豊明市職員の定年等に関する条例の

一部改正については、関連がありますので一括議題といたしたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 御異議ありませんので、議案第70号と議案第74号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第70号と議案第74号について理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長(馬場千春君) 初めに、議案第70号 豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の整備が必要であるからでございます。

9件の関係条例がございます。8件は、定年年齢引上げに伴う措置により、関係条項、その他所要の整備をし、1件は廃止をするものでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条から第8条までは、定年前再任用短時間勤務制や管理監督職勤務上限年齢制の導入、60歳を超える職員の給料月額を当分の間7割水準とするなど、定年年齢引上げに伴い各条例を一部改正するものであります。

また、第9条は、議案第74号の改正に伴い、再任用に関する条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第74号 豊明市職員の定年等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

地方公務員の定年が、国家公務員同様、60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引上げられることを踏まえ、本市職員の定年につきましても、国家公務員と同様に、段階的に65歳とするものでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正で、目次をつけ、章立てにしております。

第1章 総則、第2章 定年制度、第3章 管理監督職勤務上限年齢制、第4章 定年前再任用短時間勤務制、第5章 雑則としております。

第2章 定年制度の第3条で、職員の定年を65歳に改正しております。

1枚おめくりいただき、第3章を御覧ください。

第3章では、管理監督職勤務上限年齢について定めております。いわゆる役職定年でございます。

1枚おめくりいただき、最上段の第6条で役職定年の年齢を60歳としております。

2枚おめくりいただき、最下段、第4章を御覧ください。

第4章では、60歳に達した日以後、その者の定年年齢までに退職をした者を再任用することができる定年前再任用短時間勤務制について定めております。

第5章の雑則に、定年年齢を段階的に引き上げる経過措置などを設けております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 定年制の導入で高齢の職員が増えるかなと思ったんですけども、よくよく考えてみると、今までの再任用になる職員が、これからは定年前再任用に変わるというだけで、高齢の職員数が増えていくわけではないというような、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） おっしゃるとおりです。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 今までの再任用、60歳定年を迎えて再任用になる人の割合とといいますか、およそどのくらいでしょうか。それが今回の定年制によって、若干条件もよくなりますので、残る率が高くなるのかというのは、そういうようなことはないかどうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 令和4年9月に実施したアンケートで、未来、これから先のものについてお答えをさせていただきます。

令和5年度、60歳になる職員の常勤継続希望が約6割、定年前再任用希望が3割、令和6年度、60歳になる職員で常勤継続希望が約7割、定年前再任用希望が2割。どちらもそれ以外は1割ずつとなっております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっとよく分からなかったんですけど、それが今までの実績と比べると、定年後、残る率が上がる傾向なのかどうなのかということ。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現在と同じぐらいと考えております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 単純な質問なんですけど、段階的に65歳、61、62、63と行くんですけど、定年が引き上がって、その後の再任用制度というのは今までどおりあるんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現行の再任用制度が、いわゆる定年前再任用制度ということになります。段階的に定年が上がっていきますので、例えば、62歳で定年を迎える職員は61と62のところが定年前再任用で、以降は暫定再任用ということで65歳まで勤めることができます。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、65歳が定年になって、それ以降は再任用制度というのは自動的に消えるという解釈ですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 暫定再任用はなくなるということになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 暫定再任用はなくなって、正式な再任用があるということですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 定年前再任用。60から65歳が定年前再任用ということになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 65歳以降のことを聞いているんです。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 65歳で定年ということになります。

（だから、再任用はないんだねの声あり）

○秘書広報課長（馬場千春君） 現在の意味では再任用がなく……。

（なくなるということだねの声あり）

○秘書広報課長（馬場千春君） はい。現段階では65歳で定年を迎えるという。

（それ以降は再任用はないというの声あり）

○秘書広報課長（馬場千春君） はい。今のところはありません。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 これは、地方公務員法の改正で全国的にそういうことになるということですので、特に聞くことはないんですけど、ただ1点だけ。公務員さん、公務員の方は、こういうふうで全国的な取扱いになるんですけど、これ、民間は、民間準拠に公務員さんは基本的になっていると思うんですけど、これ、公務員が先行して、民間は定年延長というのは、国がどういうふうな指示をしておるんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 民間のほうなんですけども、高年齢者雇用安定法というものが3年の4月1日かな、に施行されておまして、民間のほうではもう70まで雇用を継続するように、まず65まではもう雇用の確保は義務である。それから、それを超えて70までは、雇用確保を継続していく努力義務、そういったものが課せられておりますので、規定としては民間のほうが進んでおるといような解釈になります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと確認ですけど、先ほど言われた高年齢者雇用安定法の改正で、民間のほうも2025年4月までに65歳の雇用確保が義務化されていますというような記述があるんですけど、その記述は正しいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） こちらのほうは、ですから、65歳までの雇用確保が義務ということで、2025年3月31日までに、ごめんなさいね、ちょっと細かい部分がちょっと勉強不足で申し訳ございませんけども、すみません、手元にいつまでというはっきりした資料が



ないんですけども、いずれにいたしましても、雇用安定法のほうで65歳までの雇用確保は義務とされています。それから、70歳までの就業機会の確保が努力義務というふうにされておるといふことでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 給与に関する規定の部分のところ、本会議質疑でも触れられていたんですけども、当分の間、7割水準とするということ、当分の間が曖昧だなというふうにも感じています。それが国もまだ具体的に示されていないからという御答弁でした。ということは、国が示されたときに、豊明もそのときに変えるという理解でよろしいんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） おっしゃるとおりです。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 60歳を過ぎた定年前再任用の方ですか、そういった方も人事考課があるというようなお話だったと思いますけれども、それは当然のことだと思いますけれども、その場合の給与、1つは勤勉手当は成績率が掛けられて変わってくると思うんですけど、そういったことは従前と同じなのかどうかという点が1点と、それからもう一点は、昇給について、これ、成績がよければ昇給が認められるということかと思うんですけども、その昇給幅について、定年前再任用の方は昇給幅について制約が設けてあるのかどうか、その2点をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 60歳を超えての職員の昇給につきましては、現状と同様の取扱いで進めてまいります。標準の成績では昇給はありません。60歳を超えての昇給幅ですかね。昇給幅。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 例えば、定年前再任用の方は、例えば、上がっても何号級までだよとかというような、そういう制約があるのかどうかということをお尋ねします。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 基本的には、標準の成績の昇給はありませんので、そのままということになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 標準の場合、一般の職員ですと4号級上がるんじゃないかと思うんですけど、定年前再任用の方は、一般の職員は4号級だけど、定年前職員の人は上がらない、現状据置きという、そういう意味でしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現状、55歳超えの職員については、原則、標準の成績では昇給はなしということになっております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 標準だとなしということですけども、成績がいい場合は何号級までというような制約があるかどうかということをお聞きしたいと思うんですけど。なぜかという、55歳前の職員は、人事行政の状況ですか、ホームページで公開されている。あれを見ると、高い人は13号級も上がっておるんですね。定年前任用職員の人でも成績がよかったら13号も上がるなんていうようなことがあるのかどうかということを確認したいんですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 成績のいい職員は昇給はありますが、通常の半分というふうに思っただけければ。13号級ということはありません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 少し補足させていただきます。ごとう委員の質問の中で、13号給ということで上限がないんじゃないかというような御指摘でございますけども、あそここの、公表させていただいています資料、確かに13号級とかはありますが、あれは育児休業からの復帰時の調整で上がりますので、通常の人事評価の結果で上がるものに関しましては、一般職員は、最高で、たしか8号級だった。

（6ですの声あり）

○副市長（土屋正典君） 6号級。要は、SSで……。

（SSですの声あり）

○副市長（土屋正典君） 最高は6号級ということになっておりますので、上限が。ということでございますが、成績に関してのいわゆる上限はそれぞれ決まっておりますので、いわゆるそれ以上の数字が出ているやつは、育児休業時の復帰時の、育児休業で長い間休んでいた分に関しての給料調整ということでございますので、それは御理解をお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、一般の人は6号給が上限になっているということですが、けれども、定年前再任用の職員も、成績がよければ6号級まで上がることもあるという、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 定年前再任用の一番の上限は4です。4号給になります。以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。訂正があれば。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） すみません、補足をさせていただきます。

まず、ちょっとごっちゃになっているものであれなんですけど、まず、再任用職員については、これは昇給はありません。

お尋ねのほうは、結局は、いわゆる定年延長で60を超えてもいわゆるフルで常勤として残っていく人間のほうの昇給のような話かと思えますけども、基本的には、今、55歳以上の昇給の制限がございますので、それで、先ほどの私のお答えも少し訂正させていただきますと、ごめんなさい、まず、若い職員、55歳未満の職員であれば、S、最高の場合には7号給でした。失礼いたしました。6号給ではなくて7号給です。こちらのほうで、あと、規則のほうでいきますと、55歳以上は昇給幅が圧縮されますので、Sの場合は3号級になるということで、これがいずれにしても上限でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございせんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 また1点だけ。管理監督職勤務上限年齢制のことです。

公務上の必要がある場合は、引き続きそういう管理監督職として勤務できる規定を設けるということで、こういった、そういうことは現時点では想定がないというお答えがありました。何か基準は設けるんでしょうか。公平かつ平等が必要だと思うんですが、そういう基準は設けるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今回の条例改正で、そういう職に職員を就けるということとは可能であります、現在のところは想定はしておりません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 前もって基準、こうだったらこう、誰が見てもこれでは管理職継続だねという主観が入らないような、そういう基準は設けられるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現在のところ別での内規など、そういったものを設ける予定はありません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 公務上必要がある場合には管理職にとどまれるという、そういう例外があるわけですが、この場合の給料というのは、これも7割になるのか、それとも、管理職の場合はそのままが維持されるということなのか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 役職定年後の管理職についての特例任用なんです、特別なプロジェクトや特殊な技能などが必要な、継続をどうしても余人をもって代え難い、その人でないとというような場合での任用の場合は、10割の、そのままのお給料でいきます。

それとは別に、管理職として60歳以降も任用するんですが、特定管理監督職群といたしまして、職務の内容が類似する複数の管理職でグループをつくって、そこでの任用をする場合は7割ということになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 要は、今回の制度改正で人件費がどのぐらい伸びるかなということが気になるものですからいろいろ聞いておるわけなんですけど、この制度の導入で、70%保障されるということで、これまでよりも再任用職員の給与が幾らか上がるということが1

つ。

それから、退職金は、35年勤務で頭打ちということになりますけれども、例えば、今、中途採用が多いですので、例えば、定年になったときに35年未満の職員もこれからは出てくると思うんですけど、そういう方は年数が加算されて退職金が増えるということがある。これも人件費増要因の1つだと思います。

それと、さらに、先ほど言いましたように、昇給は上限が3号給ですか、ということで、成績がよければ給与も上がっていくということなので、そういったような要因が人件費の増要因になるかなということですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 委員のおっしゃるとおりです。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） ちょっと補足させていただきますと、再任用の部分の人件費も上がるんじゃないかということになります。基本的には、再任用は再任用の基準でいきますので、今回の制度をもって直接的に再任用の給与水準が上がるということとはございません。

それと、あと、昇給幅のことですけれども、確かにおっしゃるとおり、制度的には、良好な成績、特に優秀とか、通常のいわゆる我々一般のほうで上がる良好な成績ということでは上がりませんので、圧縮されておりますので、現実的に、今までの例を見ますと、その規定でもって昇給をするという高齢者の職員は、割合的には少ないというふうに御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 要は、今回の制度改正で、これはこれから何年かかって65歳まで定年が上がっていくわけなんですけど、最終的に65歳まで上がったときに人件費がどのぐらい増えるのかなというのは、何か試算をして見込みというか、そういったことは考えておられるでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現段階での定年の延長対象者がこのまま60になったとして、現在の給料の7割になります。定年まで勤務したとした場合に、通常のフルの勤務で

7割で行く人と、定年前再任用短時間に切替えたときの比較でお話ししますと、令和6年度、定年を61歳で迎える職員の場合ですと、年間で約1,700万円、フルで定年まで行く人と再任用の短時間、定年前再任を短時間で行った場合の、人数とかにもよりますが、その1年間では年間で約1,700万円の増ということになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、6年度ということは、まだ定年が65に上がっていく途中ですので、65まで上がっちゃったときには、今1,700万と言われたのが、もっとこれからどんどん増えていくという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） おっしゃるとおりです。60から65までの年数によって変わってきますので、段階的にこの数字が上がっていくと思います。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足させていただきますと、ごとう委員のおっしゃるように、人件費が増嵩することは、これは間違いございません。当然、今60で辞めておったものを65まで雇用して、本来ならば、その職に就いてであれば、一定程度、そのときの給料水準を維持する必要があるんですけども、これは民間の動向等も踏まえて、人事院の意見申出もあって7割に抑えたということでございます。

これに関しては、公務に限らず日本全体の話でございまして、今後のこういった高齢者の能力活用ですか、それとか労働力の不足等を補うためには日本全国として取り組んでいかなきゃならないということで、民間は70までというような形になりますので、いずれにしても、公務に限らず、民間を含めて、こういった定年延長、65、それから、70まで働かなきゃならないということになれば、一定程度サラリーも払わなきゃいけないので、これうちに限った話じゃなくて、人件費の増嵩はやむを得ないと、必要な投資であるというふうな認識をしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 人件費が増えることがいけないとは思っているわけではありませんので。参考までに聞いただけですので。

それで、最後の質問にしますけども、そうやって人件費がこれから増えていくということでもありますので、定年前再任用か、ややこしいな、の方たちに、その人たちはそれまで

頑張ってきていろいろ経験も蓄積されておる方ですので、能力を発揮してやる気を持ってやっていたかなきゃいけないと思うんですけど、そのための施策としてはどのようなことを考えておられるでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 当然、それは別に現在の再任用の職員の方でも全く同じ話ですので、今回の制度改正によってどうのこうのということは関係ないと思いますけども、基本的には、やはり、この人たちも同じように人事評価等もやっておりまして、当然それでいわゆるインセンティブといいますか、そういった良好な成績を収めれば、昇給はしませんけども、勤勉手当等には当然影響していきますので、そういった部分はありますし、やはり、組織としても、そういった再任用の方の能力を生かすような形で、それぞれ、再任用をやる側、それから、再任用を受け入れる側、それぞれ双方に人事のほうからレクチャーはさせていただいたと、こういうところでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） では、ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これは70号と74号、両方併せてということによろしいですかね。両方併せて討論させていただきます。

先ほど副市長も言われましたように、定年延長というのは時代の流れで、私どもも当然やっていかなければならないことだというふうに思っております。ただ、定年前再任用の職員の待遇、これ、例えば、年収1,000万の人がなるとすると年収700万。年収700万と一般職員でいうと……。

（定年前再任用は違いますの声あり）

（定年前再任用というのは、今の再任用と基本同じですの声あり）

（定年延長した通常の職員ですの声あり）

○ごとう 学委員 すみません。ちょっと言葉がなかなかよく理解できていなくて。要するに、7割になると、先ほど言いましたように、年収レベルで考えると、1つの例ですけども、1,000万が700万、700万の給与をもらえる職員は、若い職員ではそんなにはいないわけで、これ、もう係長とか課長補佐、下手したら課長になったばかりぐらいの職員にも相

当するような金額になっていくわけですので、定年後、本当にそういう人たちに、経験を生かして、やる気を出して頑張っていただかなきゃいけないということだと思います。今までもそういうインセンティブを働かせるための人事管理はもちろんやっておられると思いますが、特にそういう努力とといいますか、配慮をしていく、そういう組織風土づくり。なかなか、一般の職員からいうと、かつて上司だった人や先輩だった人にはなかなか物が言いにくいというようなこともありますので、本当にそういう方たちが頑張っていてただけるような人事管理をしていっていただきたいということをお願いして、賛成ということにいたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第70号について採決を行います。

議案第70号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号について採決を行います。

議案第74号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号 豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてと議案第73号 豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正についても、関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議ありませんので、議案第72号と議案第73号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第72号と議案第73号について、理事者の説明を求めます。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第72号 豊明市の議会の議員及び長の選挙に



における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてと議案第73号 豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、続けて御説明をさせていただきます。

改正理由といたしまして、議案第72号、議案第73号ともに、公職選挙法施行令に規定される公営単価について、前回の改正以後、物価の変動及び消費税増税を踏まえ限度額の引上げが行われたことに伴い、本市においても公費負担の限度額について一部見直しを行う必要があるからです。

まず、議案第72号より御説明いたしますので、議案72号のほうを1枚おめくりください。

豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号ア中、1万3,770円を1万4,490円に、同号イ中、3,675円を3,850円に、第5条中、510円48銭を541円31銭に、15万938円を15万8,125円に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するとし、この条例の施行日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。

続きまして、議案第73号を御説明いたしますので、73号のほうを1枚おめくりください。

豊明市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条及び第5条中、7円51銭を7円73銭に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するとし、この条例の施行日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 それぞれ、自動車と燃料とポスター作成とビラの4つがあるかと思うんですけども、先ほど、その単価の引上げ額の御説明がありました。引き上がった額がどのぐらいの上げ率かなというのを計算しますと、自動車で5.2%、燃料で4.7%、ポスターの作成費で6.0%、ビラのほうが2.9%の限度額の上げ幅になっているんですが、これ、それぞれ上げ率がばらばらになっている理由というのか、上げ率の根拠をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） こちらの上げ率ですが、施行令を基にしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 あと、本会議質疑の御答弁の中で原材料費が上がったりということの説明もあって、印刷会社への聞き取りというふうにもおっしゃっていたんですが、例えば、印刷会社への聞き取りというのは何社ぐらいにされたんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 2社に行っております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 金額、それぞれ引上げで、引上げそのものはいいんですけど、さっきの説明で、前回の改正以降、限度額の引上げが行われたためという説明があったんですけど、そもそもの限度額というのはそれぞれお幾らなんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） まず、自動車の借り上げですが、施行令では1万6,100円です。そして、燃料費につきましては、1日当たり7,700円です。ポスターにつきましては、すみません、ポスターは計算しないと出ませんので後ほどお答えをさせていただきます。ビラにつきましては、施行令では7円73銭です。

以上です。後ほどお答えいたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 運転手さんはお幾らなんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 運転手につきましては1万2,500円です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今の条例が改正された、何年間改正されていないんでしょう。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 平成22年度から改正をしておりません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 平成22年6月議会で改正された金額だと思うんですね。前は議員提出議案のはずなんですけど、今回、議員提出議案でない理由、当局さんが提案されていますけど、何か理由があるんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 平成22年から改正しておりません理由ですが、こちらにつきましては、物価高騰で施行令との金額がちょっと離れてきましたので、今回改正を提案させていただきました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 議員提出議案ではない理由ですが、物価の高騰で金額のほうで施行令から離れてきておりますので、こちらの選挙管理委員会のほうから提案をさせていただいた次第です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 ビラのほうでお聞きしたいんですけれども、これ、前回からで、市議が4,000枚、市長は1万6,000枚まで上限で発行の枚数で出てくるわけですが、単純に思ったんですが、10枚発行するのと1,000枚発行するのとで、当然単価、たくさん量があればあるほど単価は下がるというふうな感覚でいるんですけれども、1万6,000枚と4,000枚とで同じ単価というのがちょっと疑問符が、思っちゃったんですが、その点についての精査はされたんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 枚数ですけれども、印刷の単価については、まずこれは施行令のほうで決められておりますので、あと、証紙を配れる枚数が、市長選につきまして

は4,000枚、市議選につきまして……。申し訳ありません。市長選につきましては1万6,000枚、市議選につきましては4,000枚というふうで決められております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 先ほどのポスターの単価ですけれども、1枚当たりの単価でお答えさせていただければと思います。

1枚当たりの単価につきましては、施行令につきましては2,884円というふうになっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほどのをもう一度、ごめんなさい、確認で繰り返しなんです、施行令で、市長も市議も、枚数にかかわらず一緒の単価ということでおっしゃったんですけど、それは市でそういう裁量というのか、普通に考えたら、たくさん注文すれば単価は下がる、小中学校のタブレット購入でもそうですけど、そういったことにちょっと私は違和感を感じたんですが、その辺り、もう一度、そういうものだというふうで精査はされなかったんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） こちらの単価につきましては、刷る枚数に応じて下がってくるとは考えられますけども、こちらの定めている金額は、施行令の金額及び条例案について定めておる金額ですので、この枚数であったとしましても、1枚当たりこの単価までという形で公営費のほうをお出ししていきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 前回の平成22年6月議会の会議録を読みますと、金額によって10%削減及び半額のものがあるという。こういう議会の意向があって10%削減とか、半額以降の金額が設定されたというふうに理解しているんですけど、今回のこの提案金額は、施行令と比較して10%削減とか50%削減のその思想というのは生きているんでしょうか。あるいは、これは当局の選管の提案ですから、そういうことは抜きにして、物価高に応じて順次引き上げたという。どういう解釈でしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 基本的に、減額している率につきましては、平成22年に議員の皆様から御提案いただきました減額率をそのまま生かしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど来の答弁で、平成22年から据置きで、かなり現状は高くなっているのではないかというような、そういうような御説明だったというふうに理解いたしましたけれども、前回、平成31年の選挙の実績を見ると、例えば、自動車は上限が9万6,390円ですけれども、安い人は4万1,000円、平均で見ても、これ、五、六万ですかね。相当限度額よりも低い価格でやれているというのが前回の選挙の実績です。

ポスターについても、かなり、一々数字を言いませんけれども、限度額よりもかなり低い数字でできている。燃料費に至っては多い人でも半分強ぐらいで済んでいるというような状況なんですけど、そういう状況の中で、今回こういう提案がされてきたんですけれども、引上げの、これも市長名で提案されておるわけですけれども、市のほうとして、そういう状況であっても引き上げたいということで提案されてきたという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） あくまで今回の改正、物価の高騰に伴うものという形で上げております。

また、あまり減額することによりますと、候補者間の選挙運動の機会均等を図るための制度という趣旨でこちらは設けられておりますので、それから外れてしまう可能性がありますので、今回につきましては物価高騰分だけ上げさせていただきましてこのように提案をさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これも72、73、一緒でよろしいですね。

72号、73号ともに反対の立場で討論をしたいと思います。

平成31年度の選挙の際の各候補者の使った実績を見ると、ほとんどが、自動車も、燃料費も、それから、ポスター、上限より相当低い額でやられている。その後の物価上昇等を見ても現行で十分過ぎる金額でありますので、引上げの必要は全くないというふうに思いますし、むしろ、この上限が高いと、不当に高い額を要求して、議員の姿勢の問題といたしますか、倫理上の問題にもなりかねないというふうに考えて、むしろ引き下げるべきではないかと思うぐらいの状況かなというふうに私は思います。

それから、ビラのほうについては、確かに、実績を見ると、上限に近い額で皆さんやっておられますけれども、努力の可能な範囲かなというふうに思いますので、72号、73号ともに反対ということで討論させていただきます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 72号、73号について反対の立場で討論いたします。

先ほど、本会議質疑の答弁でも、平成31年の公営費を使ったその実態の御答弁がいろいろありました。私もそういった今の実態からすると、物価高騰という日本全体の背景がある。ですけれども、実際にはその中でやれているし、やれるんじゃないか。そういったどういう姿勢でそういう選挙に臨むかというのも見えてくるかと思います。限度額、その範囲の中であれば、できるだけ、限度額を今上げなくても、今の限度額、現状の中でも十分できるのではないか。それは少しでも安く、それは公費だからです。

あと、いろんな、人件費物価スライドだとかで上がっていく中でも、そういった年金の支給額であったり、生活保護費が上がっていない中でこういったものが先に物価高騰ということで上がるのもちょっと不可解というか、自分の中で理解できません。

あと、ビラの単価の算出方法で、施行令に沿ってというお答えがありましたが、やはり私、これを市民から問われたときに、ちょっと矛盾があって答えに窮するというのか、ちょっと疑問が残るという点もありますので、反対の立場で討論を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論します。

基本的には、物価高騰の折ですので、それを反映させたということですので、その金額そのものは妥当だろうとは思いますが。

もう一点は、従来から議会が堅持している10%あるいは50%削減という、そういう基本

的なところも踏襲されているということですので、それはそれで賛成討論の1つの要因かなというふうに思っています。

ただ、前回は議員提出議案で、この種の類いの事案は、むしろ議員提出議案のほうが、そのほうが基本的な方向性としてはいいんじゃないかというふうに思いますので、議員提出議案であるなら、議員の中で幾らが望ましいかとかいろんな検討が十分された上で全会一致になるんだろうと思います。そんなことが、若干、今回の議案提出に関しては少しどうかなという部分もありますけれど、全体としての引上げについては、内容について、金額が上がったからといって、その金額を使っていいというもんじゃありませんので、基本的にその金額が最高限度であって、あと、きちっとその以内でやれば金額は幾ら上がっても問題ないわけですので、そういうような考え方の中で賛成といたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第72号について採決を行います。

議案第72号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 同数でございますので、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は議案第72号について可決と裁決いたします。

続いて、議案第73号について採決を行います。

議案第73号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） 同数でございますので、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は議案第73号について可決と裁決いたします。

続いて、議案第75号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について議題といたしますが、ここで、会議の途中でございますけれども、10分間の休憩といたします。

午前10時57分休憩

午後11時7分再開

○総務委員長（青木 亮議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第75号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といた

します。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 議案第75号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を申請、交付することができるようにするため必要があるからであります。

それでは、主な改正内容について新旧対照表のほうで御説明いたしますので、議案第75号参考資料の1ページを御覧ください。

今回の改正につきまして、コンビニ交付システム導入に際して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において、印鑑登録証ではなく、個人番号カードを用いて印鑑登録証明書の交付をすることができるようにするためです。

第7条の4項では、印鑑登録証の効力を示していますので、こちらを削ります。

第10条第2項及び第3項は、項の番号を繰り下げ、2項では、自らが窓口で交付申請をするときは、印鑑登録証に代えて個人番号カードを添えることができる規定の追加をいたします。

1ページおめくりください。

10条の2として、多機能端末機において印鑑登録証明書の交付をするために、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を使用して多機能端末機に暗証番号など必要事項を入力することにより、印鑑登録証の申請及び交付を受けることができることを追加します。

附則としまして、この条例は令和5年2月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 すみません、確認させてください。このたび上程されました条例の一部改正、印鑑証明等々のことだと思っておりますけど、これがもし可決された場合、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを用いてどのようなものまで発行ができるのか教えてください。



○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

（印鑑証明以外。印鑑証明のじゃないですか、この……。ごめんなさい、もう一回いいですか。聞き方が間違っておったでの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 聞き方が悪かったですね。今回、この議案に関しては印鑑証明のことで書いていましたね。これが通ったとしたら、コンビニではどういったような証明、全て、どういったものが出るか教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） コンビニで取得できる証明は、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍の謄本、戸籍の附票、以上でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、今ちょっと総務省のホームページの記事を読んでおるんですけど、マイナンバーカードを利用して住民票の写しとか印鑑登録証明書等をコンビニで取得できますという、全国自治体で、順次、現在拡大中というホームページがあるんですけど、その一環ということで豊明市も順次拡大中で、マイナンバーカードを使えば、コンビニで住民票とか印鑑登録ができるということに関する改正という理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） おっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 あまり詳しくないであれなんですけど、このできることに関して、ほかの条例の改正はもう必要ないんでしょうか、あるいはもう済んでいったんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 手数料等変更ございませんので、ほかの条例改正は必要ありません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと確認ですけど、住民票とか謄本とか所得証明なども、マイナンバーカードで多機能端末ですか、これで自動的に取れるようになるのかどうなのかということと、それは全く個人がやることで、店員がその内容を見るとかそういうことはないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 委員のおっしゃるとおりで、マイナンバーカードを用いて多機能端末にて操作していただき取得することができます。そして、これに関しまして、従業員を介さずに行うことができます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 詳しくないので教えてください。窓口とかだと代理人発行とかでできるじゃないですか。マイナンバーカードだと、通常、その本人しか使えないということから、コンビニとかでの代理人発行というのは物理的に本当はやっちゃいけないことだというふうには思うんですけども、そういったところとかも考えてどういうふうになっているんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 委員のおっしゃるとおり、カードと暗証番号が分かっただけじゃ例えばそういうことにもなりかねません。ですので、カードと暗証番号は別々で保管していただき、キャッシュカードと同様な注意を払っていただければと思います。

以上です。

委員長、すみません。

○総務委員長（青木 亮議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 代理人の方は、従来どおり窓口で行っていただきます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 実績報告書で見ますと、印鑑登録証の交付件数ですか、前年の実績報告書で見ると1万8,000件ぐらいあるわけなんですけれども、そのうちの利用率がどのぐらいになるというふうに見込んでおられるかということをお聞きします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 印鑑証明というよりも、コンビニエンスストアのほうに移行する見込みのほうなんですけれども、当初予算の積算から3%を今年度は見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 印鑑登録証の発行数が、今言ったように1万8,000件ぐらいということでかなり多いんですけれども、これを人口で割ると、三、四人に1人ぐらいが1年に取っているというような計算になるんですけど、私の実感からいうと、印鑑証明なんていうのは本当に何年に1回取るか取らないかぐらい。個人でいうとそんなにはないかなと思うんですが、これは業者の方がたくさん取るとか、そういうようなことがあってこういう数字になっておるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 印鑑登録証の使用目的に関してはこちらでは把握しておりませんので、分かりかねます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 登録証の発行の発行手数料、コンビニに手数料を多分払わなきゃならないことになるだろうと思うんですけど、それは1件当たり幾らとか、あるいは基本額、プラス、その実績とかあると思うんですけど、それはどのようになっておるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 通常、証明書の発行手数料300円に対しまして、コンビニに支払う委託料のほうは117円となります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第75号について賛成の立場で討論します。

一般質問でも以前やらせていただきました、こういったコンビニエンスストアでの証明書の発行というのは、流れですのでぜひぜひ安全に進めていただきたいと思います。先ほど質疑でもありました、印鑑証明ってそんなに取るものなのということがあったんですけども、例えば、車の買換えとかであれば、売却するときにも、譲渡証、委任状で印鑑証明が要る。取得、購入するときにも登録委任状と印鑑証明を必要とする。買換えだけでも2枚要るんですよね。なので、そういったときでも、わざわざ日中、窓口まで来れない人とか、コンビニですぐ発行できるというのはとても便利だと思いますので、その後、運用の面だけ気をつけていただいて進めていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第75号に、これは非常に迷うんですけども、反対の立場で討論をいたします。

今回のコンビニでのマイナンバーカードによる印鑑登録証の発行、これはカード保有者、カード保有者の割合はまだそう高くないにしても、絶対数としてはかなりいるわけですので、利便性が高まるという点は否定できないことだと思います。その一方で、マイナンバーカードにつきましては、いろいろと国のやり方に関するとか、マイナンバーカード自体の問題が指摘されておる中で、普及促進のための1つの施策であるという、そういう面もある。

その両方があるわけですけども、実は、会派の中でも、その点のことをいろいろ議論していてもまだ会派としての結論が出ていないような、そういう状況なんですけれども、そういったことを申し上げた上で、私としては、利便性もこれはさることながら、マイナンバーカードの国による強引な普及策の1つであるという点も非常に問題がありますので、この委員会においては反対ということを行わなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第75号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(青木 亮議員) ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、議案第75号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第77号 令和4年度豊明市一般会計補正予算(第9号)についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

なお、先ほど休憩中に資料請求されました資料の配付がされておりますので、資料の説明も併せてお願いをいたします。

それでは、まず初めに、馬場課長。

○秘書広報課長(馬場千春君) それでは、議案第77号 令和4年度豊明市一般会計補正予算書(第9号)のうち、秘書広報課が所管するものについて御説明いたします。

補正予算書の13、14ページを御覧ください。

13ページ上段、2款 総務費、1項 総務管理費、2目 秘書人事管理費を436万4,000円減額いたします。

14ページの説明欄を御覧ください。

職員共済組合負担金を436万4,000円減額いたします。減額の主な要因は、当初予算時の仮定配置人数に対しまして、実配置人数が少なくなったため減額するものです。

なお、17ページ、18ページ上段、3款 民生費の児童福祉人件費と、21ページ、22ページの上段、8款 土木費の都市計画人件費につきましても、同様の理由により減額をするものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(青木 亮議員) 山田課長。

○総務課長(山田隆貴君) それでは、議案第77号 令和4年度豊明市一般会計補正予算(第9号)のうち総務課所管の歳出補正予算について御説明をさせていただきます。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書13ページ、14ページをお開きください。

上の囲みの中ほど、2款 総務費、1項7目 財産管理費、財産管理事務事業の委託費の測量等委託料338万4,000円の増額でございます。これは、借地でありました旧沓掛保育園の一部の土地につきまして、今後の後処理の進め方を検討する上で面積や境界などを確定するための測量等委託料となります。

続けて、繰越明許費を御説明いたしますので、補正予算書5ページを御覧ください。

5ページの一番上、繰越明許費補正につきましては、先ほど御説明をいたしました測量

について、年度内の完了が困難であることから繰越しをさせていただくものです。

続きまして、先ほど冒頭、ごとう委員のほうから公図の資料請求がございましたので、そちらの御説明をさせていただきたいと思います。配付されました資料を御覧ください。

こちら、今回測量対象となっております沓掛町森元15番地の公図となっております。ちょうど真ん中に15番地の図面のほうが入っております。旧沓掛保育園につきましては、15番地の下のほうが借地となっております、ここの境界等がまだ不確定なところがございますので、今回、工事をするに当たりまして、測量のほうをかけさせていただきたいと思っております。場所につきましてはこちらの公図で御確認をお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 続けてお願いします。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それでは、公共施設管理課所管の補正予算について御説明いたします。

同じく補正予算書13ページ、14ページをお開きください。

では、上の枠の2段目、2款 総務費、1項7目、4 公共施設管理事業の4,600万1,000円についてでございます。詳細は右の説明欄で御説明いたします。

手数料132万6,000円の増は、この後説明します文化会館における大規模改修工事設計業務委託の成果に影響するアスベスト調査に要する費用を追加計上するものでございます。

2行目、文化会館大規模改修工事設計業務委託料4,445万1,000円は、文化会館における屋上防水や外壁改修、環境改善、設備更新など大規模改修工事の設計業務委託に要する費用でございます。

3行目、補償費22万4,000円は、既に完了しております栄小学校擁壁改修工事によって生じた隣地住宅、失礼しました、栄中学校でございます。大変失礼しました。栄中学校擁壁改修工事によって生じた隣地住宅建物の内装及び外回り、土間等のひび割れに対する補償費用でございます。

次に、補正予算書5ページをお開きください。

第2表 繰越明許補正のうち2段目、変更についてでございます。

2款 総務費、1項 公共施設管理事業4,577万7,000円の増は、21節の補償費を除いた2事業について、いずれも年度内の完了が困難であるため全額繰越しとして計上させていただきました。

今度は歳入でございます。

補正予算書、歳入予算、11ページ、12ページをお開きください。11、12です。

なお、補正予算書5、6ページにも地方債補正として記載されていますが、11ページ、12ページで御説明させていただきます。

21款 市債総務費のうち、2 消防施設整備事業債は、右の説明欄、消防団詰所ホースタワー整備事業730万円の増は、当初歳出予算の中で、消防費営繕工事費ホースタワー整備事業への充当予定でございます。これは昨今の材料費の高騰によるものでございます。

次に、下の段、3 学校施設改修事業債でございます。

右の説明欄、学校施設改修事業140万円の増は、当初歳出予算の中で、教育費営繕工事費のうち、中央小学校校舎屋上防水改修工事の市債を増額するものでございます。これは、先ほど同様、昨今の材料費の高騰や、昨今これも言われています、現場作業週休2日制の影響による人件費の上昇が影響しているものでございます。

最後に、3段目、8 文化会館大規模改修事業債4,000万円は、今回、補正計上の歳出に計上させていただきました文化会館大規模改修工事の実施設計業務委託料に充当する市債でございます。

先ほど、もう一つは、ごとう委員より資料請求がありました資料について簡単に御説明いたします。

表題は、一番上に書いてあります、豊明市建築設計業務委託特記仕様書でございます。その4段目には、業務名で大規模改修工事实施設計業務委託料で、その下に施設名、文化会館と指定させていただいております。こちらの資料は、まだ当然予算をお認めいただけていないので発注前なんですけど、各設計業者に見積り依頼をする際に最低限の資料としてお渡ししたものでございますので、また今後の発注に対しては多少内容が変わることは御承知おきいただければありがたいんですが、基本的な内容の変更はございません。

7ページ、7枚あります。表、裏、印刷がありますので簡単に御説明しますが、まず、1枚目には、文化会館の敷地の面積や該当する、茶室を除きます文化会館本体の施設的面積等、あとは予定工事時期、あとは、設計意図としては、保全、予防を目的とした大規模改修工事。これは各設計事務所様におかれましては、ある程度こういう工事の入札、あるいは受託実績がございますので、一般的な大規模改修工事を行っていくという形で見積りをお願いしております。

1枚目の裏面は、上段はある程度出していただくような、成果品等々を出していただく時期、その裏、2ページ目の表の下段につきましては、基本業務以外の追加業務ということで、追加業務、外壁の調査や積算、工事費算出や、一番重要になります概略工程表の作成等々を記載させていただいております。それ以降につきましては、どういう基準等に当てはめて見てくださいということをつらつらとずっと書かせていただきまして、4枚目の

表からは、いろいろ、これだけの、4枚目の表、裏、5枚目の表、裏、6枚目の表というのは、各実施設計に必要な図面はこれですと、この部数でこれですということ、これは当然、直接人件費等に関わってきますので、施工条件として明示をしているものでございます。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 続きまして、防災防犯対策課分について御説明させていただきます。

13、14ページを御覧ください。

2款7項1目 交通安全対策費の右側説明欄、光熱水費40万円増は、防災防犯対策課が管理している交通安全灯や、今年4月から新たに整備した前後駅南地下駐輪場の電気料金が高騰したことにより増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

補正予算書の25ページ、26ページの最下段をお願いいたします。

12款 公債費、1項1目 公債費元金償還事業の長期債元金22万5,000円は、元利均等方式で借り入れている臨時財政対策債の利率の見直しにより、利子額が減額することに連動して元金部分が増額するものでございます。

続いて、27ページ、28ページをお願いいたします。

上段の2目の長期債利子422万7,000円は、臨時財政対策債の利率の見直しの減額と令和3年度債の発行による利率確定分との差額を増額計上するものです。

続いて、下段の13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立金は1億9,868万9,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立後の財政調整基金残高は27億2,261万9,000円となる見込みでございます。

続いて、その下の5目の森林環境譲与税基金積立金36万3,000円の減額は、3款 民生費で計上しております上松町のままごと遊具の購入費用に森林環境譲与税を充当するため、積立金を同額減額するものです。

続いて、歳入の説明をいたしますので、7ページ、8ページにお戻りください。

上段の2款 地方譲与税、3項1目の森林環境譲与税でございます。これは予算額の変更はありませんが、歳出13款 諸支出金の森林環境譲与税基金積立金から3款 民生費の



上松町のままごと遊具の購入費用への財源の充当先に変更があるため、ゼロと表示されております。

続いて、中段の10款 地方交付税、1項1目の普通交付税5億5,686万8,000円は、令和4年度の普通交付税額が17億2,686万8,000円との決定を受け、この交付決定額と当初予算額との差額を増額補正させていただくものです。

続いて、11ページ、12ページをお願いいたします。

21款 市債の最下段、臨時財政対策債は、交付税算定の結果により3,540万円減額し、発行額を3億4,960万円とするものでございます。

地方債につきましては、6ページの第4表 地方債補正変更にて計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） それでは、企画政策課所管分について御説明いたしますので、補正予算書5ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正の最上段、まちづくりアンケート調査業務委託事業165万8,000円は、第5次豊明市総合計画の達成度を評価するために設定されたまちづくり指標の現状値を把握、分析するために委託するもので、今年度中に契約等をするために債務負担行為を行うものであります。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 続きまして、情報システム課所管分について御説明いたします。

予算書は同じく5ページ、第3表の債務負担行為の補正でございます。

2つ目、オフィスライセンス購入事業は、職員が業務で使用しております文書作成ソフトや表計算ソフト、いわゆるワード、エクセル等のライセンスの購入事業でございます。現在使用しておりますライセンスのサポート期間が令和5年4月11日に終了することに伴い新しくライセンスを購入するもので、準備期間を要するため債務負担行為として計上するものです。

以上で情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 歳入のほうからお尋ねしたいと思いますが、普通交付税が5億五千六百数十万増えたということで、8ページ、歳入のほうです。非常に大きな額になって、補正後、普通交付税だけで17億を超えるということで、従来ですとせいぜい十一、二億だったかなと思うんですけども、この増えた理由がなかなか理解しにくいんですけども、増える要因としては、需要額で何かが増えるか、あるいは基準財政収入額のほうで減ってくるかということだと思っておりますけれども、およそ何が幾らでこういう5億5,600万というような大きな金額になったかということ、簡潔で結構ですので、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 今回補正で出しておりますのは、当初予算との差額で5億という金額を出しているんですけども、例えば3年度と比べますと、不足額、臨時財政対策債と合わせた不足額でいいますと、3年度と比べますと約6億少なくなっております。それだけよくなっているというんですかね、そういうことになっております。

その要因はということになりますと、収入額のほうで約4億5,000万ほど、税のほうが回復をしておりますので4億5,000万ほど伸びておりまして、残りが歳出のほうになるんですけども、歳出のほうは、生活保護費や、あと、75歳以上の高齢者の関係のところ伸びておりますので、そういったものが要因となっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。よろしいですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 12ページの臨時財政対策債についてお尋ねをいたします。

臨財債の、今回、補正後3億4,960万になるということで、例年よりはぐっと少なくなっているんですけども、今年度の返済部分もあるし、借りて返して、最終的に年度末残高がどのぐらいになるのか、なる見込みなのかということが分かれば教えていただきたいと思っております。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 一応3年度末で103億ほど臨時財政対策債の残はあるんですけども、臨時財政対策債が平成13年度から始まっておりまして、20年で終わりますので、ちょうど一番古いものが終わっていく時期になりますので、今回、3億5,000万ほど現金化す

るんですけど、さほど残額としては変わらないかなと思っております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 それは起債の残高に占める割合といたしますか、起債の残高がおよそ幾らで、そのうちの103億ぐらいということになるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 起債の全体がたしか130億ほどありまして、そのうちの100億ほどが臨時財政対策債になります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど質問した、交付税が5億5,600万円も増えるというようなことで、財政的には臨時財政対策債を借りなくても十分やっていける余裕があるんじゃないかなと思うんですが、それと関連して、前年度から今年度への繰越金もたしか17億数千万あったと思うんですが、これまで使ったというか、予算に計上した以外の残高といたしますか、それはどのぐらい今留保されておるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 先ほど、市債の残高が130億ほどと言ったんですけど、147億ほどでしたので、ちょっと訂正をお願いします。

繰越金の留保なんですけども、13億ほどになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 14ページの文化会館の大規模改修工事4,400万、これ、そもそも文化会館の大規模改修工事は、今年度の実施計画には入っていたんですか。入っていなかったのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今年度の実施計画には入っておりません。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 実施計画に入っていなかったということで補正予算で上がっているとい

う理解でよろしいんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それというよりは、この後の工事の完了時期と、議会の本会議でも説明させていただいたと思うんですが、二十歳の会、1月の頭に行われる、そこは開催したいと。その間に工事をやりたいということと、そのスケジュールから逆算して行って今回の補正の計上ということに設計に関してはさせていただいた次第でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 そういうことを聞きたいんじゃないじゃなくて、改修をしなければならない理由、要するに、実施計画には上がっていなかったということで、今回補正で上がっているんですけど、実施計画に上がっていなかったということは、その当時はまだ改修する必要はなかったと。だけど、今、補正で上がってきたというのは、その間に何かあったんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 本来、当該施設の大規模改修工事は、既にホームページ等でお示ししています公共施設の中期整備プランでは、令和11年から長寿命改修の調査に取りかかっていく予定でありましたが、今年度になってから、空調設備の機器類やホール舞台の照明装置、調光装置、いわゆる光を調整する調光装置等々の故障やいつ停止してもおかしくない事象が今年度になってから急遽散見される。特に、夏場頭ぐらい、6月、7月ぐらいから散見されるようになったということで、それと、もともと令和5年度に防水改修工事だけは実施計画に上げさせていただいておりましたが、そういういろんな事象があって検討した結果、前倒しをして大規模改修をするということの判断にさせていただいた次第でございます。

以上です。

（分かりましたの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の14ページのところで、文化会館の関係ですけれども、どうもよく分からないんですけど、設計費は4,445万1,000円、非常に大きな金額がかかるということですが、一般的に設計というのは、工事のおよそ何%というようなことがあると思

うんですけど、工事費の総額の見込みというのはおよそ幾らというふうに見込んでおられるでしょう。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 現時点では全く未定でございますが、現在、この周りの自治体で、先行して、このようなホールを併設した複合施設の大規模改修や長寿命化改修が行われています。そちらの事業費等々は、ある程度、完了しているところは示されていることでございますので、そこがやった改修工事内容やそちらの事業費等々を比較をさせてもらって、なおかつ、今回、文化会館でどれだけの仕事をしなければいけないのかということをして精査をした上で、事業費は今後出していこうというふうに思っていますので、現時点は未定ということで御了解いただければと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この金額で設計の見積りをこれからされるということですが、見積りは何業者から取られる予定でしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 先ほど資料請求でお示ししたものの段階で見積りをお願いをしています。これは4者お願いいたしました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これはこの金額ですと入札になると思うんですが、入札はどのような形になるのかということと、それから、その入札の形にもよりますが、何者参加することになるのか、その辺のことについてお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 入札は指名競争入札を予定してまして、すみません、何者ということについては後ほど回答させていただきます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 いただいた資料の中の2ページ目にあります、ちょっと教えていただきたいですけども、設計中間確認というところ、Bとかあるんですけども、ウ、設計スケジュールで令和5年7月上旬頃から始まって、ずっと、あくまでの予定が出ています。設計内容を、すみません、まず確認したいのと、その2つ下の豊明市設計審査委員会という、この委員のメンバーというのをもう一度お願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 設計審査委員会、設計内容確認会議は、設計審査委員会の前に中間的に行われるものですので、設計審査委員会のほうのメンバーということで説明させていただきます。

全て事務局は財政課になりますが、メンバーとしては、財政課長や事務局である契約検査係、あとは技術系の職員、例えば、我々の公共施設管理課の補佐や都市計画課の補佐や担当係長、都市計画課や土木課、下水道課というような技術系の職員で構成をされております。中の職員だけで構成されています。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと基本的なところで申し訳ないですけど、14ページの沓掛保育園の測量。

沓掛保育園は、そもそも市の土地であったものが一部借地であったと。一部借地であったところを買い取ってくださいと、こういう流れの理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 委員のおっしゃるとおりです。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 一部買い取ってくださいというのが、先ほどの地形図でいただいた15番という理解でよろしいんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 先ほどの公図の15番地の下のほう、6-5と接触している辺りです。15の一部です。下のほうの6-5と接触している一部分だけです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 一部ということは、15番が共有になっておるといことなんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 共有ではありません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 15番のところの今の面積、一部も含めて面積はどのぐらいなんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 15番地の面積につきましては、土地台帳で確認をしますと657平米です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の6-5の接する部分はどのぐらいなんですか、面積というのか。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） あくまで旧沓掛保育園の契約書上の面積ですけれども、174.65平米です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これだけのところを測量するのに予算が338万4,000円と上がっているんですけど、1桁違うんじゃないかなと思うような金額が上がっているんですけども、これだけかかるというのは、これはどういうこと、どういう理由があるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） こちらの面積の測量ですが、この15番地を測量するのに、17のところ、あと、横のところ、すみません、15、17、18-1とか、幾つかの筆を測量しなくてはならず、それをしないと15番地の境界のほうは確定できませんので、こちらのほうをかけさせていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 先ほどの御質問で回答できていなかった部分でございます。

指名競争入札は、5,000万円以下の場合には7者以上、7者以上でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの宮本委員の質問とも関係するんですけども、中期整備プランで令和11年になっていたのが、空調とか調光とかのトラブルの関係で繰り上がったということなんですけども、そもそも中期整備プランというのは、施設の劣化度とかそういったものを考慮して実施年を考えて載せておるということではないのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 施設の劣化度のトータル、総合的な評価というのは施設の全体点数に関わってくるということなんですけど、一個一個の機械でどれだという評価をしているわけじゃなくて、年数から来る全体的な設備機器類の評価は、例えば、A B C Dの評価の中で、CなのかDなのかということだけで評価しています。一個一個の機器がどうなのかという評価ではありません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、これからも施設が部分的にどこか悪いところが出たら、この際これをやろうかみたいな形で繰り上がったとか、計画はあってないようなものと言ってはあれですけども、そういうことになっておるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 本会議場でも少し触れましたけれども、中期整備プラン、これをベースにやっていきますけれども、これにあまりこだわっては、本来の安全性の担保というところができなくなる可能性もありますので、少し申し上げましたように、既に改正を行っております。それはまた説明の機会を設けますけれども、基本的には、学校施設、子どもたちが通うところを優先してやる。それ以外の施設については、今回、文化会館については、いろいろな不具合が重なって発生しつつありますので、ほかの、例えば福祉体育館とかと順位を入れ替えることで、投資額を抑えられるというんですかね、今回中途



半端にやって、また11年から大規模改修ということは、無駄に投資する可能性もありますので、ここは入替えさせていただいております。

プランのほうはあってないようなものではなくて、ほかにも、その説明の中でまた申し上げますけれども、点検等を前倒しすることによって、より効果的に長寿命化を図っていくということで、しっかりこれからも考えていきたいと思っています。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 大規模改修に当たっての改修予定というので幾つか上がっておりますけれども、例えば、屋上屋根防水に関して、数年前の委員会の会議録だとかを読み込んでいきますと、当時も防水塗料を塗り直していたり、それは10年保証がついているとか、トイレ改修も既にあったりだとか、いろいろ過去数年で手直ししている部分もあるんですけど、今回の大規模改修の予定の項目にも上がっているんですけど、その辺はダブって、まとめてやるということですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） この文化会館は、かつて、これは私どもの記録で分かっている大きな工事としては、この8年程度で約8件、5億ほど計上させてもらって仕事をやっております。今、ふじえ委員のお話のとおり、屋根の改修や空調設備の改修、外壁の改修だとか、ホールの客席の改修だとか、先ほどお話があったトイレの改修というのもありました。ただ、全てが部分部分的なものでございます。今回は全体ということでやっていきますが、当然、まだ年数がそれほどたっていないところは工事対象からは現時点は外す予定でございます。この8年ぐらいでこちらが中身として承知しているところは、現時点では外す予定としております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第77号のうちの総務委員会所管部分ですが、反対の立場で討論いたします。

まず、歳入面で、今回、交付税が5億5,000万も増えている。昨年も多かったですけども、

それ以前と比べたら異常な増加額であるということと、それから、繰越金の残額、先ほどお尋ねしましたら、まだ13億も留保があるという、そういう状態の中で臨財債、これは私は当初予算のときにも反対しましたがけれども、必要はなくて、臨財債は全て減額すべきであらうと。特に、起債残高147億分の100億が臨財債という、この状況でさらに借りるということはやめたほうが良いというふうに思います。

それから、歳出の面では、先ほどちょっと質問を漏らしましたけれども、栄中学校の擁壁工事ですけれども、これは、私たちは、栄中の隣地の土取りと申しますか、土を取ったことで擁壁の路盤が露出したというふうに見ておりますので、そういう中で、市が全ての事業費を負担して工事を行ったということがそもそも問題でありますので、そのことに関わるこの補償というものも認められないという立場です。

以上申し上げて反対の討論とします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第77号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

同数でございますので、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は、議案第77号について可決と裁決いたします。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会  
委員長